

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和3年4月23日

金曜日

第4778号

目次

規則

○富山県農林水産総合技術センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	1
---	---

告示

○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	2
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	3
○救急病院の認定	4

公告

○随意契約の相手方等の公示	5
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	6

規 則

富山県農林水産総合技術センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定め、公布する。

令和3年4月23日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第34号

富山県農林水産総合技術センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

富山県農林水産総合技術センター条例の一部を改正する条例（令和3年富山県条例第34号）の施行期日は、令和3年5月21日とする。

（農林水産企画課）

告 示

富山県告示第228号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営棚山西池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月23日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営棚山西池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年4月23日から

令和3年5月27日まで

3 縦覧の場所

朝日町役場

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第229号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営種田地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月23日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営種田地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年4月23日から

令和3年5月27日まで

3 縦覧の場所

砺波市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第230号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営相ノ木中部北地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公

告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月23日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営相ノ木中部北地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年4月23日から

令和3年5月27日まで

3 縦覧の場所

上市町役場

教示

- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第231号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年4月23日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	所在地	開設者	認定有効期間
----	-----	-----	--------

坂東病院	下新川郡朝日町道下900番地	医療法人社団健心会	自 令和3年5月1日 至 令和6年4月30日
西能病院	富山市高田70番地	医療法人財団五省会	自 令和3年5月1日 至 令和6年4月30日
真生会富山病院	射水市下若89番地10号	医療法人真生会	自 令和3年5月1日 至 令和6年4月30日
みなみの星病院	富山市二俣382	医療法人社団双星会	自 令和3年5月10日 至 令和6年5月9日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和3年4月23日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
航空機用燃料 予定数量 325,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社東亜メンテナンス 石川県金沢市増泉四丁目2番15号
- 5 随意契約に係る契約金額
39,425,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号に掲げる場合に該当するため

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和3年4月23日

富山県知事 新田 八朗

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

BOX ライセンス 一式

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年6月30日(水)

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に

係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を応札仕様書等の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課用度管理係
電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和3年4月23日から同年5月11日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和3年4月28日（水） 午前11時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書等の提出期限

令和3年5月18日（火） 午後5時15分

(5) 郵便による入札書の受領期限

令和3年5月25日（火） 午後5時15分（郵便による場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。）

5 入札・開札の日時、場所等

(1) 開札日時 令和3年5月26日(水) 午前11時00分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

-
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約の締結に当たっては、落札者が決定した後仮契約を締結し、富山県議会において議決を得たときには、契約保証金の納付又は免除と同時に仮契約の内容を内容とする本契約を締結するものとする。
- (3) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (4) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (5) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (6) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

11 Outline

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
BOX Service, one set
- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m. 26 May 2021
- (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3423, 3424
-

